

県税のしおり

<県税シリーズNo.2>

自動車税(環境性能割・種別割)

令和6年度

令和元年10月から「自動車税」が「自動車税種別割」、「自動車取得税」が「自動車税環境性能割(県税)」、「軽自動車税環境性能割(市町税)」に変わっています。

自動車を所有し、又は購入した場合などに納めていただく「自動車税種別割」と「自動車税環境性能割」について、そのあらましをお知らせします。



自動車税種別割

○ 納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。
(割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主です。)

○ 税率

自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められています。主なものは、次のとおりです。

	区 分		年 税 額 (円)		
	総 排 気 量		営業用	自家用	自家用 (R110以降初回登録)
乗 用 車	1,000cc以下		7,500	29,500	25,000
	1,000cc超	1,500cc以下	8,500	34,500	30,500
	1,500cc超	2,000cc以下	9,500	39,500	36,000
	2,000cc超	2,500cc以下	13,800	45,000	43,500
	2,500cc超	3,000cc以下	15,700	51,000	50,000
	3,000cc超	3,500cc以下	17,900	58,000	57,000
	3,500cc超	4,000cc以下	20,500	66,500	65,500
	4,000cc超	4,500cc以下	23,600	76,500	75,500
ト ラ ック	最大積載量		営業用	自家用	
	1トン以下		6,500	8,000	
	1トン超 2トン以下		9,000	11,500	
2トン超 3トン以下		12,000	16,000		

貨 客 兼 用 車	最大積載量	総 排 気 量	営業用	自家用
	ト ラ ック の う ち 乗 車 定 員 が 4 人 以 上	1トン以下	1,000cc以下	10,200
1,000cc超 1,500cc以下			11,200	14,300
1,500ccを超えるもの			12,800	16,000
ト ラ ック の う ち 乗 車 定 員 が 4 人 以 上	1トン超 2トン以下	1,000cc以下	12,700	16,700
		1,000cc超 1,500cc以下	13,700	17,800
		1,500ccを超えるもの	15,300	19,500

○ 申告と納税

1 賦課期日(4月1日)現在に所有している自動車の場合

県地方局が5月中旬に送付する納税通知書により、5月31日までに納めます。(休日の場合は翌営業日)

2 新規登録をした場合

4月1日以降に新規登録をした場合は、その登録申請をするときに、運輸支局の県税窓口にて申告

書を提出し、翌月から3月までの月割額を証紙により納付します。

(愛媛県では、証紙に代えて、証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額を表示する方法により納めます。)

3 廃車をした場合

廃車をした場合、納めるべき税額は廃車をした月までの月割額となり、翌月以降は還付されます。

4 所有者の変更をした場合

所有者の変更があった場合は、その年度の末日(3月31日)に所有者の変更があったものとして取り扱われますので、その年度の自動車税種別割については、4月1日現在の所有者がその年度分を全額納付します。

新所有者には翌年度から課税されます。

自動車税 こんなことに 気をつけて

- 車検及び構造等変更検査用納税証明書について
納税通知書の右端についている納税証明書は、継続検査(車検)又は構造等変更検査を受ける際に必要ですので大切に保管してください。
- 住民票を移したのに納税通知書が届かない
納税通知書は、原則として車検証の住所地に送付されますので、運輸支局で住所変更の手続きをしてください。(住民票を移しても、車検証の住所は変わりません。)
- 手放した自動車の納税通知書が届いた
運輸支局で名義変更の手続きはお済みですか。自動車税は4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されますので、自動車を譲渡したり下取りに出したときに名義変更が行われていないと元の所有者に課税されます。
- 壊れて解体した自動車に税金がかかっている
1日でも早く、運輸支局で抹消の登録をしてください。これを怠っているといつまでも自動車税種別割が課税されます。
抹消登録をすれば、翌月からの税金がかからなくなります。

自動車税環境性能割

○ 納める人

自動車を売買、贈与等により取得し、県内に主たる定置場を定めた人です。
(相続又は法人の合併等による取得は、非課税です。)

○ 申告と納税

自動車を取得した人が、新規登録、移転登録、使用の届出等をする際、運輸支局等の県税窓口にて申告書を提出し、証紙により納付します。

(愛媛県では、証紙に代えて、証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額を表示する方法により納めます。)

○ 納める額

自動車の取得価額×下記区分に応じた税率

区 分			税 率	
			自家用車	営業用車
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5 t 以下）、又は平成21年排ガス基準10%低減）			非課税	非課税
乗 用 車	ガソリン車	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準85%」達成車	非課税	非課税
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準80%」達成車	1%	非課税
	ガソリン ハイブリッド車	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準80%」達成車	1%	非課税
		「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%」達成車	2%	0.5%
	LPG車	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準70%」達成車	2%	0.5%
ディーゼル車	「★★★★」かつ「令和12年度燃費基準60%」達成車	3%	1%	
上記以外			3%	2%

(注) ★★★★★：「平成30年度排出ガス基準50%軽減」又は「平成17年排出ガス基準75%低減」達成車
(ディーゼル車の場合、★★★★★：「H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合」達成車)

○ 課税標準額の軽減

先進安全自動車（ASV）やバリアフリー対応バス・タクシーの取得（新車新規登録のみ）に対しては、課税標準額軽減の特例措置があります。

○ 市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割の40.85%は県内の市町に交付されます。

■ 環境性能割についてのお問い合わせ先 ■

中予地方局課税課（運輸支局駐在） ☎089-957-6621
(松山市森松町 1075-2 自動車会館内) FAX089-957-6626

自動車税(環境性能割・種別割)の減免について

身体や精神に障がいのある方が使用する自動車で、一定の要件に該当する場合、申請によって減免を受けることができます。

1 減免の対象となる自動車

- (1) 身体障がい者の方などが所有し、運転するもの。
- (2) 身体障がい者の方などが所有し、生計を一にする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- (3) 身体障がい者の方などのみの世帯の方が所有し、常時介護をする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
注1) 18歳未満の身体障がい者の方、知的障がい者及び精神障がい者の方の場合、生計を一にする方が所有する自動車も対象です。
注2) いずれも減免の対象となる自動車(軽自動車を含む)は、障がい者の方お一人につき1台です。

2 減免の申請手続

【申請に必要なもの】

郵送申請の場合、下記の「郵送の提出書類」を、電子申請の場合、「電子申請の方法と提出書類」をご覧ください。
なお、自動車を取得される場合の申請については郵送申請と電子申請はできません。

- (1) 自動車税(環境性能割・種別割)減免申請書
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(該当するもの)
- (3) 運転免許証
- (4) 自動車税種別割納税通知書
- (5) 自動車検査証

※生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、上記のほか下記の書類が必要です。

- (6) 生計同一証明書又は常時介護証明書
※健康保険証の提示により生計同一が確認できる場合又は申請日前1月以内に発行された同一世帯の住民票の提示ができる場合は、生計同一証明書は不要です。
(住民票を提示する際は、マイナンバーの記載のないものをお願いします。)
- (7) 通学・通園・通所・帰省証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書

【郵送の提出書類】

- (1)、(6)、(7)は原本を、(2)、(3)、(5)は写しを同封してください。なお、(6)が健康保険証の場合は、関係者全員の写しを添付してください。ただし、写しについては、(2)全ページ、(3)表裏両面、(5)表面の写しが必要となります。

【電子申請の方法と提出書類】

右のQRコード又は下記のURLから申請フォームへアクセスし、申請内容を入力してください。提出書類については申請フォーム内に添付用の設問がありますので、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)の写真又はコピーの画像データを添付してください。ただし、写真又はコピーの画像データについては(2)全ページ、(3)表裏両面、(5)表面、(6)住民票-全ページ、健康保険証-関係者全員のもの、生計同一証明書又は常時介護証明書-表面、(7)表面が必要となります。なお、(1)、(4)は添付不要です。
身障用URL https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3592
構造用URL https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3594
※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



3 その他の減免

- (1) 身体障がい者の方などが専ら利用するための特別な構造の自動車
- (2) 専ら身体障がい者の方などが運転するための構造変更がなされた自動車(営業用に限る。)
- (3) 社会福祉法人の自動車の取得(身体若しくは精神に障がいを有するため、又は高齢のため歩行が困難である方のために専ら使用されるものに限る。)

4 減免の申請受付期間と受付場所

- (1) 自動車を取得される場合
期間：自動車税申告の時まで
場所：中予地方局課税課(運輸支局駐在)(松山市森松町1075-2 自動車会館内)
- (2) 上記以外の場合(毎年度の申請手続きを含む)
期間：4月1日～5月(※納期限の7日前まで)
場所：住所地を管轄する地方局又は支局。郵送の場合は住所地を管轄する地方局。
※詳細は、地方局課税課又は税務課の自動車税担当へお問い合わせください。

5 自動車税種別割の月割減免

賦課期日(自動車を既に所有している場合は4月1日・午前0時、新規取得の場合は自動車の登録日)以降の年度途中に、新たに減免の要件に該当することとなった方は随時に減免申請を行えることとし、申請のあった日の翌月以降の自動車税種別割が月割りで減免できる「月割減免」を平成21年4月1日から実施しております。

自動車税環境性能割の軽減

○バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車(ASV)の取得に係る課税標準の特例措置について

車種区分	新車新規登録時の特例措置		
ノンステップバス	取得価額から1,000万円を控除		
リフト付きバス(乗車定員30人以上の空港アクセスバス)	取得価額から800万円を控除		
リフト付きバス(乗車定員30人以上)	取得価額から650万円を控除		
リフト付きバス(乗車定員30人未満)	取得価額から200万円を控除		
ユニバーサルデザインタクシー	取得価格から100万円を控除		
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)	バス等	取得価額から175万円を控除	
衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)	トラック	車両総重量3.5t超	取得価額から175万円を控除

※「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車(乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。))のことをいう。

自動車税種別割の納期限は令和6年5月31日です

【自動車税種別割の納付について】詳しくは愛媛県ホームページでご確認ください。

○クレジットカード及びインターネットバンキングでの納付について

株式会社エフレジが運営するWebサイト『F-REGI公金支払い』からクレジットカード又はインターネットバンキングで納付ができます。

Webで『エフレジ 公金支払い』と検索、またはスマートフォンで下記のQRコードを読み込んでください。

※税額その他、1回の納付手続きにつきクレジットカードは納付金額に応じて10,000円あたり110円(税込)、インターネットバンキングは納付金額にかかわらず一律165円(税込)の決済手数料がかかります。(1回の納付手続きで4台まで納付可能)

※納税証明書は送付されません。車検が近い方は金融機関、コンビニ等から納付してください。

詳しくは、愛媛県ホームページでご確認ください。

○エフレジ納付サイト ⇨



○地方税統一QRコードを利用した納付について

eLマークの記載面にQRコードが記載された納付書は、QRコードに対応した金融機関やスマホアプリでも納付できます。

利用可能な金融機関、スマホアプリなど、最新の情報は「地方税お支払サイトのよくあるご質問」をご確認ください。

○地方税お支払サイトのよくあるご質問 ⇨



○納税通知書での納付について

納税通知書裏面に記載している金融機関、コンビニエンスストア及び各地方局県税窓口で納付することができます。

※クレジットカード、インターネットバンキング、地方税お支払サイト及びコンビニエンスストアの納付については、6月30日(クレジットカード及びインターネットバンキングについては23:30まで、コンビニエンスストアについては24:00まで)にお手続きが完了したもの。地方税お支払サイトについてはwebサイトをご確認ください。)までご利用いただけますが、納期限を過ぎて納付されますと、納付時期によっては督促状が届く場合があります。

○口座振替での納付について

金融機関、各地方局県税窓口に申込用紙を用意しておりますので、用紙に記載の上、金融機関にお申込みください。1月末までに申し込みされますと、その年の5月から口座振替できます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

グリーン化税制について(平成14年度から導入されています)

環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税負担が重くなっています。

○令和6年度の税率が下がる自動車(令和5年4月1日~令和6年3月31日に新車新規登録された下記自動車)

※令和7年度からは、通常の税率が適用されます。

対象・要件等		令和6年度の税率
乗用車	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	標準税率より概ね75%軽減
	営業用のうち ガソリン・LPG・ グリーンディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車両 令和2年度基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車両
重量車等 (バストラック)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)	標準税率より概ね75%軽減

※「○○年排ガス規制○○%低減かつ○○年度燃費基準+○○%達成」等の要件に該当するかは、車検証で確認できます。

※軽減対象車名は、国土交通省HP(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)で確認できます。

○税率が上がる自動車 ※抹消登録(廃車)されるまで適用されます。

対象・要件等		令和6年度の税率
ディーゼル車	平成25年3月31日以前に新車新規登録した自動車	標準税率より概ね15%重課
ガソリン車・LPG車	平成23年3月31日以前に新車新規登録した自動車	

※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、ガソリンプラグインハイブリッド自動車、一般乗合バス及び被けん引車については、重課の適用外です。

※バス(一般乗合バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、概ね10%重課されます。

自動車税種別割に関するお問い合わせ先

県ホームページ「自動車税種別割にかかるよくあるご質問」に詳細を掲載しております。

【種別割に関すること】	【納付及び納税証明書に関すること】	FAX番号	管轄市町
東予地方局課税課 ☎0897-56-1300	東予地方局税務管理課 ☎0897-56-1300	0897-56-0716	新居浜市・西条市・四国中央市
	今治支局税務室 ☎0898-23-2500	0898-25-4100	今治市・上島町
中予地方局課税課 ☎089-909-8754	中予地方局税務管理課 ☎089-909-8752	089-915-0671	松山市・伊予市・東温市・久万高原町 松前町・砥部町
南予地方局税務課 ☎0895-22-5211	南予地方局税務課 ☎0895-22-5211	0895-22-7590	宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町
	八幡浜支局税務室 ☎0894-22-4111	0894-22-4135	八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

登録についてのお問い合わせ先

愛媛運輸支局登録部門 松山市森松町1070番地 ☎050-5540-2076